

岡山市立中学校教諭の懲戒等について

令和7年7月22日開催の教育委員会定例会において、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 被処分者

岡山市立中学校 教諭 60歳代 男性

2 処分内容

戒告

3 事案の概要

当該職員は、令和5年11月から令和7年7月5日まで勤務時間外にコンビニエンスストアでアルバイトを行い、約170万円の副業収入を得ていました。

教育委員会が本人へ聞き取りを行い、事実を認めました。

4 処分理由

当該教諭がした行為は、全体の奉仕者として誠実且つ特に遵法の精神と高い倫理性が求められる教育公務員にあるまじき極めて恥ずべき非行であり、市民の信用を失うだけでなく、岡山市の学校教育や岡山市立学校園に勤務する教職員に対する信頼や期待を著しく失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である校長に対し、口頭注意を行いました。

【教育長コメント】

教育関係者が総力を挙げて不祥事の根絶に取り組んでいる中、懲戒処分事案が連続して発生したことは誠に遺憾であり、きわめて重大に受け止めております。

子どもたちや保護者をはじめ、市民のみなさまに大変ご迷惑、ご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

この状況を受け、臨時校長会において服務規律の徹底及び不祥事の再発防止に向けた取組の推進をあらためて指示いたしました。引き続き、教育に対する信頼回復に努めてまいります。

令和7年7月22日

岡山市教育委員会教育長 三宅 泰司

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

○ 岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程(抜粋)

(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類の懲戒処分(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

別表(第2条関係)

違反行為		懲戒処分の種類
一般服務関係	兼業の許可を得る手続の怠	減給又は戒告

【問い合わせ先】

岡山市 教職員課 高井・於東 直通086-803-1586 内線3831